

合法性等の証明に係る事業者認定実施要領

アメリカ広葉樹輸出協会（AHEC）

制定2008年（平成20年）4月23日

1) 目的

弊協会は「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、アメリカ広葉樹の合法性等の証明を行おうとする弊協会会員が認定を受ける為の実施要領を以下の通り定めるものである。

2) 申請書の提出

本実施要領に基づき認定を受けようとする弊協会会員は、添付①で定める「Certificate of Compliance AHEC Responsible Procurement Policy for Exporters」を提出しなければならない。

3) 事業者の認定要件

認定事業者は添付①のすべての要件を満たさなければならない。

4) 事業者認定書の交付及び公表

弊協会は添付①で定める「事業者認定書」及び「事業者認定印」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を随時公表するものとする。

5) 認定事業者による証明書発行

認定事業者はアメリカ広葉樹の証明材の出荷に当り、その船積み書類に「事業者認定印」を押すこととする。

（添付①に記載されている弊協会会員であるNorthwest Hardwoodsの認定登録番号は475です。）

6) 検査と認定取り消し

弊協会は必要に応じて認定事業者によるアメリカ広葉樹の証明材の取り扱いが適正であるか検査することができる。添付①の項目に違反した場合は、さらには弊協会会員から脱退した場合は認定を取り消すことができる。

付則： この実施要項は2008年4月23日から実施する。